

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	パブリックコメント制度の充実		項目番号	2 -
改革方針	市民生活に影響を与える制度の導入や計画の策定に際し、広報紙やホームページ等を通じて素案を公表し、市民の意見を、制度や計画の策定に反映させるこの制度を更に充実させる。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			制度の充実を図る	
			・案件の予告 ・補完手法の運用 ・条例制定の検討	
		期日	平成16年3月	
所管部・室	企画財政部 広報対話室	所管室長名	菅生 治郎	
改革項目の現状と問題点	〔現状〕 ・平成14年8月「名張市パブリックコメント制度実施要綱」を制定。 平成14年度 7案件 意見232件（修正22件18項目） 平成15年度 6案件 意見108件（修正23件15項目） 平成16年度 8案件 意見38件（修正4件3項目） <u>平成17年度 5案件 意見90件（修正16件13項目）</u>			
	〔問題点〕 ・制度を充実させるために、市民や職員に更に啓発していく必要がある。 ・案件によっては市民との対話が必要なものもありパブリックコメントだけでは不十分な場合がある。（住民説明会など補完制度の確立） ・案件（資料）が膨大に及ぶ時は、市民に分かりやすいように概要版等の作成が必要である。			
改革の具体的内容	パブリックコメント案件（資料）は、できるだけ市民にわかりやすい表現と資料提供に努める。 広報紙やインターネットなどで募集案件をあらかじめ予告し、市民の関心度を高める。 必要に応じ住民説明会など補完手法の運用を図る。 パブリックコメントの実施によって、透明性が保たれ、民意を尊重する方向へより進展させるために制度の条例化を検討する。			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

	年 度	15	16	17	18
	年度別 計 画	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の充実（4月～） ・現状分析（4月～） ・周知方法の拡大（4月～） ・案件の予告（9月～） ・資料提供の充実－概要版等作成－（10月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の充実（市民にわかりやすい情報提供等・4月～） ・案件の予告（6月～） ・補完手法の運用（4月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の充実
目 標 (数値等)		案件の予告 資料提供の充実	補完手法の運用 (必要に応じて住民説明会を開催)		補完手法の運用 (必要に応じて住民説明会を開催)
経費節減額 (千円)		-	-	-	-
計画に 対する 成 果	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる案件の予告実施（8月） ・新しい名張市総合計画基本構想と前期基本計画（素案）公表時に概要版を作成した。（9月、1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度は2月現在で7案件について実施。（20件の意見、うち3件について素案を修正） ・補完手法の運用としては、地域福祉計画のパブリックコメントを実施するにあたり、事前説明会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例、市民公益活動促進条例、生活安全条例、男女共同参画推進条例、名張市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について、パブリックコメントを実施（90件の意見あり） ・自治基本条例、市民公益活動促進条例、生活安全条例については、補完手法として、条例制定後に地区別説明会を開催 	
	目 標 (数値等)	案件の予告 資料提供の充実	補完手法の運用を行った。 【地域福祉計画（素案）について住民説明会を14回開催。参加者延べ269人】	補完手法として、条例制定後に地区別説明会を開催	
	経費節減額 (千円)	-	-	-	-

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	市民意向・満足度調査体制の構築		項目番号	2 -
改革方針	行政にもマーケティング手法を導入し、市民の意向や生活満足度をアンケートや調査により、行政に反映するシステムを、所管ごとや全庁的規模で構築する。	理念 目標	協働	
			効率	
			自立	
			市民意向・満足度を はかるしくみを 構築します。	
			・市民意識調査の 実施	
			・市政モニターの 設置検討	
		期日	平成18年3月	
所管部・室	企画財政部 広報対話室	所管室長名	菅生 治郎	
改革項目の 現状と問題点	<p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケートについては、必要に応じて各部門で単発的に実施したことがある。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な調査制度（手法）の構築が必要である。 ・市民の意向を反映した施策展開を図るため、市民パネル等を設置し様々な行政課題についてモニターしていく必要がある。 ・行政サービスの全体又は特定の行政サービスの目標の達成度や、受けて（市民）の満足度について定期的に調査し市政に反映させる。 ・各分野ごとに市民の代表が参加できる（市民会議）手法を検討する。 			
改革の具体的内容	<p>市民の意向や生活満足度を調査するための制度を構築する。 関係所管（情報政策室、総合企画室や行政改革評価室等）と協議しながら進める。 定期的な市民意識調査を実施する。 市政モニター又は市民パネル（統計的手法1,000～1,500人に選定されたモニター）の設置を検討する。 各部門の政策形成や施策展開についてのモニタリングを行うための市民会議の設置を検討する。</p>			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

年 度	15	16	17	18	
年度別 計 画	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意向・満足度調査制度の構築 ・市民意識調査の実施（7月～8月） 今後、定期的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意向・満足度調査制度の構築 ・制度の充実 ・市民モニターの設置検討（9月～） ・各種モニタリングの検討（9月～） ・市民会議の設置検討（9月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の構築 ・市民モニター の設置 各種モニタリングの検討 市民会議の設置検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市政モニター、市民会議の設置について、費用対効果や市民意識調査との併用の効果等を検討し、一定の方向性を出す</u>
	目 標 (数値等)	市民意識調査の実施	市政モニターの設置	市政モニターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市政モニター、市政市民会議の設置について、一定の方向性を出す</u>
	経費節減額 (千円)	-	-	-	-
計画に 対する 成 果	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意向・満足度調査制度の構築については、継続して検討中 ・新しい総合計画策定のための市民意識調査実施（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画に掲げる施策をより効果的、計画的に推進するために市民意識調査を実施した。（標本数2025人、回収数894人、回収率44.1%・17.2.22現在） ・市政モニター制度、市民会議については先進地や他自治体の事例を調査中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター の設置について、先進地や他自治体の事例を調査 ・ホームページを使ったモニタリング手法の検討、市民会議のあり方検討 ・市民意識調査（郵送によるアンケート）については、継続実施 	
	目 標 (数値等)	市民意識調査の実施	市政モニター、市民会議の設置検討。	ホームページを使ったモニタリング手法及び市民会議のあり方検討	
	経費節減額 (千円)	-	280 所要	289 所要	

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

改革項目	市民電子会議室の設置		項目番号	2 -
改革方針	インターネットを通じて市民が自由に行政の課題について論議する市民電子会議室を設置する。	理念 目標	協働 効率 自立 市民を中心にいつでも自由に意見を述べ、議論に参加できる電子会議室を開設する。 市民の行政への参画・協働の推進	
所管部・室	企画財政部 広報対話室 総務部 情報政策室	所管室長名	菅生 治郎 竹内 禎高	
改革項目の現状と問題点	<p>〔現状〕 現在、パブリックコメント制度の導入やまちかどトーク、市長への手紙など市民との情報の共有と対話に努めている。 今後、新たなまちづくりを進めていく上で、市民対行政ではない、市民と行政と、また市民同士の情報共有・情報交流がよりいっそう重要なものとなってくる。</p> <p>〔問題点〕 運営にあたっては、会議室の進行役や管理者としての問題提議等を行わなければならない。また、投稿される内容が常に不適切でないかをチェックする運営体制が必要となる。 このため、専任の人員と体制が不可欠である。</p>			
改革の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施・運営方法の検討及び仕様の決定 まちづくりに関する「意見を聴く場」でなく「意見を交わす場」を、インターネット上に設置するために実施・運営方法を検討し、具体的な方法を決める。 ・運営体制の確立 電子会議室開設後の運営が最も重要であり、専任のスタッフと体制の整備を行う。 ・情報システムの構築 システムの利用のしやすさとセキュリティ面に考慮しながら効率的なシステム構築を行う。 ・参加者募集・広報等開始に向けた準備 多くの市民が、積極的にまた気軽に参加できるしくみをつくるとともに、わかりやすく広く周知していく。 			

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

	年 度	15	16	17	18
	年度別 計 画	内 容	実施・運営方法の 検討及び運用体制 の検討・整備(9月) 運営体制の確立	システムの構築 参加者募集・広報 等開始に向けた準 備	実施・運営方法の 検討及び運用体 制の再検討
目 標 (数値等)		運営体制の確立	電子会議室の開 設・運営	(保留項目とする)	
経費節減額 (千円)		-	-		
計画に 対する 成 果	内 容	・庁内用ホーム ページを利用し、 職員向けの掲示板 を創設する検討を 実施。	運営体制の確立及 びシステムの構築 に向けて検討中		
	目 標 (数値等)				
	経費節減額 (千円)	-			